

## グループホームにスプリンクラーを！ - 西日本防災システム

2013 06 27

6月27日 総務省消防庁は、認知症の高齢者が入居する**全ての**グループホームにスプリンクラー設置を義務付ける方針を決めたようです。今年2月、長崎市で高齢者5人が死亡したグループホーム火災を受けた措置です。この日開かれた有識者の検討部会に、設置義務化の内容を盛り込んだ報告書の骨子案を提示したようです。

現行基準は、延べ床面積が**275㎡**以上の施設に設置を義務付けていますが、長崎市のグループホームは、延べ床面積が約**270㎡**で設置基準を下回っていました。設置義務は無かったのですが、この**5㎡**の差を皆さんはどうお考えになりますか？5㎡少なければ火災は発生しませんか？高齢者のかたが俊敏に避難できますか？水道直結の簡易型スプリンクラーの有効性も、もっと議論して頂きたいと思います。



西日本防災システム  
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

